

2023年3月27日
工機ホールディングス株式会社

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、工機ホールディングス株式会社（東京都港区：代表取締役 社長執行役員 寺口 博、以下「当社」といいます。）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆さまにはご心配とご迷惑をお掛けする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 下請法の規定に違反すると認定された事実

当社が、2020年12月から2021年1月までの間に当社製品部品の製造委託先である下請事業者1社から単価の引き上げを求められた際に、当社において実際には具体的な単価引き上げの計画がなかったにもかかわらず、当該下請事業者に対して、その後に段階的に単価を引き上げる旨を説明することで、その言動を信頼した当該下請事業者に、当該下請事業者の製造原価未満の単価を受け入れさせ、下請代金の額として当該単価を適用した行為が、公正取引委員会から下請法第4条第1項第5号に掲げる行為（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること）に該当すると判断されました。

本勧告において、当該下請事業者が最初に当社に対して提示した見積単価を用いて計算した代金の額と実際の下請代金の額との差額は、302万9,268円と認定されました。

2. 本勧告に対する当社の対応

上記差額はすでに当該下請事業者に返還しております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を行うなど社内体制の再整備を図り、コンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

工機ホールディングス株式会社 広報

〒108-6018 東京都港区港南二丁目 15 番 1 号 (品川インターシティ A 棟)

Tel : 03-6362-0942 Mail : pcom@koki-holdings.co.jp